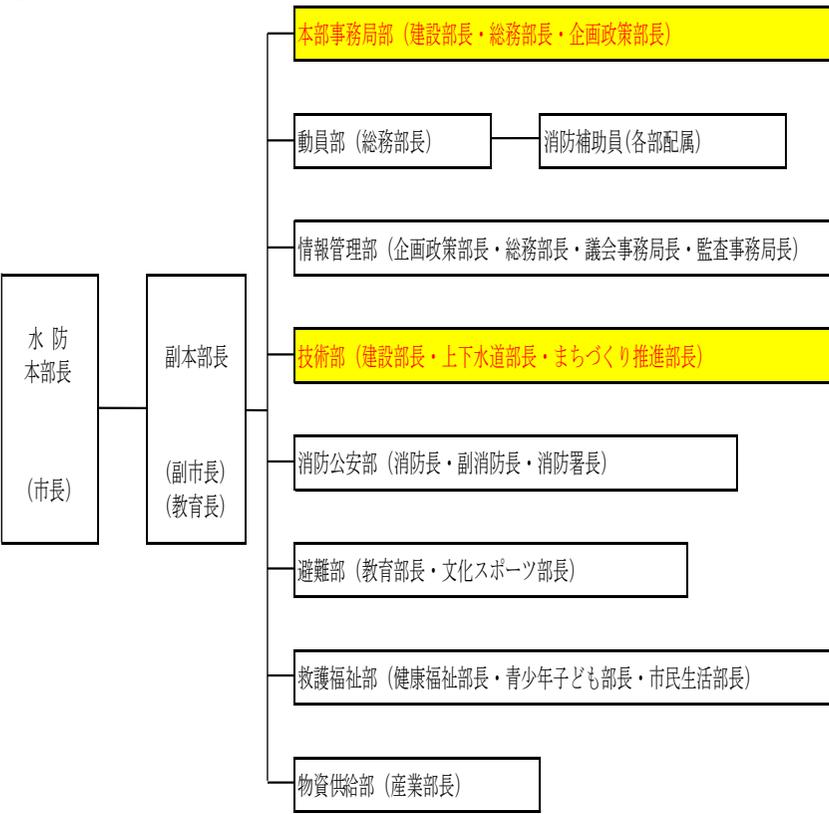
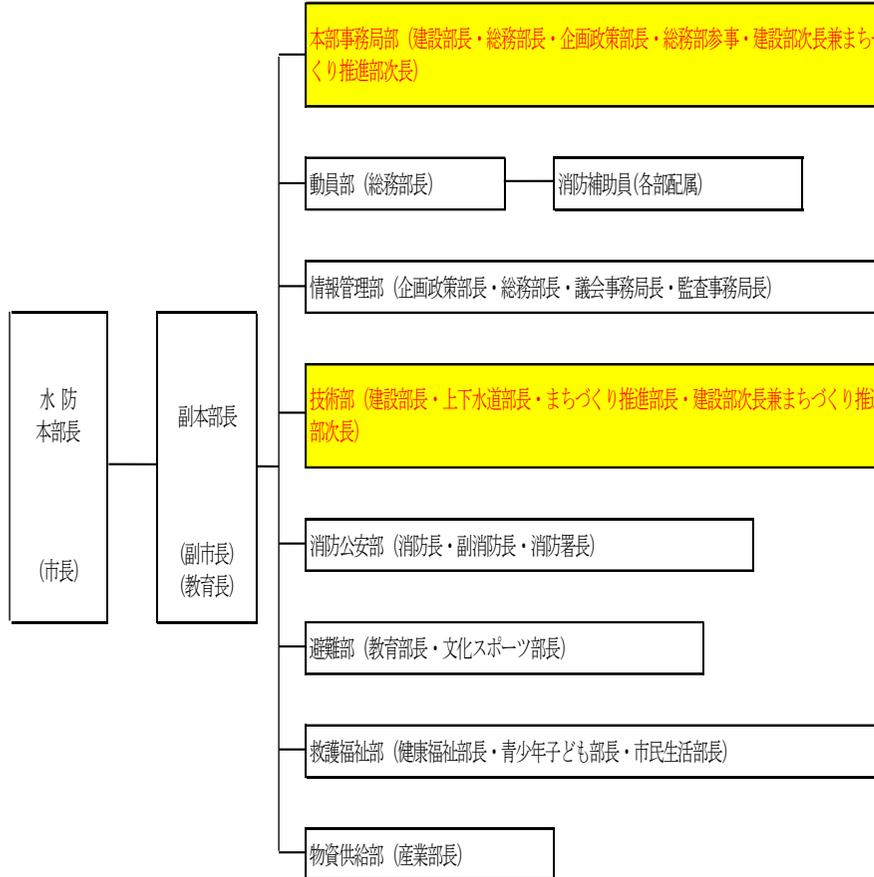


**令和元年度 春日井市水防計画  
新旧対照表（案）**

頁	行	修正前	修正後	備考
1	31	<p style="text-align: center;">第3章 水防組織 第1 春日井市の水防体制 1 水防本部の組織</p> <p>【水防本部の組織図】</p> 	<p style="text-align: center;">第3章 水防組織 第1 春日井市の水防体制 1 水防本部の組織</p> <p>【水防本部の組織図】</p> 	体制の見直し
1				

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2	10	<p>第3章 水防組織 第1 春日井市の水防体制 3 水防組織にかかる人員配置一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本 部 長</th> <th>副 本 部 長</th> <th>部 長</th> <th>副 消 防 署 長</th> <th>消 防 出 張 所 長</th> <th>課 長</th> <th>課 長 補 佐</th> <th>主 査</th> <th>他 の 従 事 者</th> <th>団 長</th> <th>副 団 長</th> <th>分 団 長</th> <th>副 分 団 長</th> <th>消 防 団 員</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>49</td> <td>93</td> <td>210</td> <td>373</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>消 防 補 助 員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>230</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>49</td> <td>93</td> <td>210</td> <td>603</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>980</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>13</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>第1分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>第4分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>105</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>49</td> <td>93</td> <td>210</td> <td>603</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>105</td> <td>1100</td> </tr> </tbody> </table>		本 部 長	副 本 部 長	部 長	副 消 防 署 長	消 防 出 張 所 長	課 長	課 長 補 佐	主 査	他 の 従 事 者	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	消 防 団 員	合 計	本 部	1	3	14	2	5	49	93	210	373						750	消 防 補 助 員									230						230	小 計	1	3	14	2	5	49	93	210	603						980	消 防 団										1	2			13	16	第1分団												1	1	17	19	第2分団												1	1	14	16	第3分団												1	1	14	16	第4分団												1	1	13	15	第5分団												1	1	16	18	第6分団												1	1	18	20	小 計										1	2	6	6	105	120	合 計	1	3	14	2	5	49	93	210	603	1	2	6	6	105	1100	<p>第3章 水防組織 第1 春日井市の水防体制 3 水防組織にかかる人員配置一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本 部 長</th> <th>副 本 部 長</th> <th>・部 次 長 ・参 事</th> <th>副 消 防 署 長</th> <th>消 防 出 張 所 長</th> <th>課 長</th> <th>課 長 補 佐</th> <th>主 査</th> <th>他 の 従 事 者</th> <th>団 長</th> <th>副 団 長</th> <th>分 団 長</th> <th>副 分 団 長</th> <th>消 防 団 員</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本 部</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>50</td> <td>95</td> <td>215</td> <td>395</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>782</td> </tr> <tr> <td>消 防 補 助 員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>230</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>50</td> <td>95</td> <td>215</td> <td>625</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1012</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>12</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>第1分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>第2分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>第3分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>14</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>第4分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>第5分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>15</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>第6分団</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>18</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>103</td> <td>118</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>50</td> <td>95</td> <td>215</td> <td>625</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>103</td> <td>1130</td> </tr> </tbody> </table>		本 部 長	副 本 部 長	・部 次 長 ・参 事	副 消 防 署 長	消 防 出 張 所 長	課 長	課 長 補 佐	主 査	他 の 従 事 者	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	消 防 団 員	合 計	本 部	1	3	16	2	5	50	95	215	395						782	消 防 補 助 員									230						230	小 計	1	3	16	2	5	50	95	215	625						1012	消 防 団										1	2			12	15	第1分団												1	1	17	19	第2分団												1	1	14	16	第3分団												1	1	14	16	第4分団												1	1	13	15	第5分団												1	1	15	17	第6分団												1	1	18	20	小 計										1	2	6	6	103	118	合 計	1	3	16	2	5	50	95	215	625	1	2	6	6	103	1130	体制の見直し
	本 部 長	副 本 部 長	部 長	副 消 防 署 長	消 防 出 張 所 長	課 長	課 長 補 佐	主 査	他 の 従 事 者	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	消 防 団 員	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
本 部	1	3	14	2	5	49	93	210	373						750																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
消 防 補 助 員									230						230																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
小 計	1	3	14	2	5	49	93	210	603						980																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
消 防 団										1	2			13	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第1分団												1	1	17	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第2分団												1	1	14	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第3分団												1	1	14	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第4分団												1	1	13	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第5分団												1	1	16	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第6分団												1	1	18	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
小 計										1	2	6	6	105	120																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
合 計	1	3	14	2	5	49	93	210	603	1	2	6	6	105	1100																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	本 部 長	副 本 部 長	・部 次 長 ・参 事	副 消 防 署 長	消 防 出 張 所 長	課 長	課 長 補 佐	主 査	他 の 従 事 者	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	消 防 団 員	合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
本 部	1	3	16	2	5	50	95	215	395						782																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
消 防 補 助 員									230						230																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
小 計	1	3	16	2	5	50	95	215	625						1012																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
消 防 団										1	2			12	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第1分団												1	1	17	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第2分団												1	1	14	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第3分団												1	1	14	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第4分団												1	1	13	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第5分団												1	1	15	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第6分団												1	1	18	20																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
小 計										1	2	6	6	103	118																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
合 計	1	3	16	2	5	50	95	215	625	1	2	6	6	103	1130																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																																																											
3	6	<p>第3章 水防組織 第1 春日井市の水防体制 4 水防本部の事務分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長</th> <th>総括担当者</th> <th>活動内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">本 部 事 務 局</td> <td>◎建設部長</td> <td>河川排水課長</td> <td>1 水防本部の設置</td> <td>河川排水課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">○総務部長</td> <td rowspan="5">市民安全課長</td> <td>2 被害状況等の集約、関係機関等への伝達</td> <td rowspan="5">市民安全課</td> </tr> <tr> <td>3 避難の勧告、指示</td> </tr> <tr> <td>4 自衛隊の派遣要請、広域応援要請</td> </tr> <tr> <td>5 応急対策全般の調整</td> </tr> <tr> <td>総務課長</td> <td>1 通信の統制、確保、運用</td> <td rowspan="5">総務課</td> </tr> <tr> <td>2 車両、応援資機材の調達、確保</td> </tr> <tr> <td>3 緊急通行車両の確認申請</td> </tr> <tr> <td>4 庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼働指示</td> </tr> <tr> <td>5 罹災証明書の発行</td> </tr> <tr> <td>○企画政策部長 (本部長付)</td> <td>秘書課長</td> <td>1 見舞い者等への応接及び秘書に関すること</td> <td>秘書課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報管理部</th> <th>部長</th> <th>総括担当者</th> <th>活動内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">情報管理部</td> <td>◎企画政策部長</td> <td>広報広聴課長</td> <td>1 避難の勧告、指示の広報</td> <td>広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>○総務部長</td> <td>企画政策課長</td> <td>2 報道機関との連絡調整、災害広報</td> <td>企画政策課</td> </tr> <tr> <td>○議事事務局長</td> <td>議事課長</td> <td>3 災害に関する写真、ビデオ記録、整理</td> <td>議事課</td> </tr> <tr> <td>○監査事務局長</td> <td>監査課長</td> <td></td> <td>監査課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>情報システム課長</td> <td>1 気象情報、被害情報等の収集</td> <td rowspan="2">情報システム課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 市内雨量、河川水位等の把握、記録</td> </tr> </tbody> </table>	部	部長	総括担当者	活動内容	担当課	本 部 事 務 局	◎建設部長	河川排水課長	1 水防本部の設置	河川排水課	○総務部長	市民安全課長	2 被害状況等の集約、関係機関等への伝達	市民安全課	3 避難の勧告、指示	4 自衛隊の派遣要請、広域応援要請	5 応急対策全般の調整	総務課長	1 通信の統制、確保、運用	総務課	2 車両、応援資機材の調達、確保	3 緊急通行車両の確認申請	4 庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼働指示	5 罹災証明書の発行	○企画政策部長 (本部長付)	秘書課長	1 見舞い者等への応接及び秘書に関すること	秘書課	情報管理部	部長	総括担当者	活動内容	担当課	情報管理部	◎企画政策部長	広報広聴課長	1 避難の勧告、指示の広報	広報広聴課	○総務部長	企画政策課長	2 報道機関との連絡調整、災害広報	企画政策課	○議事事務局長	議事課長	3 災害に関する写真、ビデオ記録、整理	議事課	○監査事務局長	監査課長		監査課			情報システム課長	1 気象情報、被害情報等の収集	情報システム課				2 市内雨量、河川水位等の把握、記録	<p>第3章 水防組織 第1 春日井市の水防体制 4 水防本部の事務分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>部長</th> <th>総括担当者</th> <th>活動内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">本 部 事 務 局 部</td> <td>◎建設部長</td> <td>河川排水課長</td> <td>1 水防本部の設置</td> <td>河川排水課</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">○総務部長</td> <td rowspan="5">市民安全課長</td> <td>2 被害状況等の集約、関係機関等への伝達</td> <td rowspan="5">市民安全課</td> </tr> <tr> <td>3 避難の勧告、指示</td> </tr> <tr> <td>4 自衛隊の派遣要請、広域応援要請</td> </tr> <tr> <td>5 応急対策全般の調整</td> </tr> <tr> <td>○建設部次長兼 まちづくり推 進部次長</td> <td rowspan="5">総務課長</td> <td>1 通信の統制、確保、運用</td> <td rowspan="5">総務課</td> </tr> <tr> <td>○総務部参事</td> <td>2 車両、応援資機材の調達、確保</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 緊急通行車両の確認申請</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼働指示</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 罹災証明書の発行</td> </tr> <tr> <td>○企画政策部長 (本部長付)</td> <td>秘書課長</td> <td>1 見舞い者等への応接及び秘書</td> <td>秘書課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報管理部</th> <th>部長</th> <th>総括担当者</th> <th>活動内容</th> <th>担当課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">情報管理部</td> <td>◎企画政策部長</td> <td>広報広聴課長</td> <td>1 避難の勧告、指示の広報</td> <td>広報広聴課</td> </tr> <tr> <td>○総務部長</td> <td>企画政策課長</td> <td>2 報道機関との連絡調整、災害広報</td> <td>企画政策課</td> </tr> <tr> <td>○議事事務局長</td> <td>議事課長</td> <td>3 災害に関する写真、映像等記録、整理</td> <td>議事課</td> </tr> <tr> <td>○監査事務局長</td> <td>監査課長</td> <td></td> <td>監査課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>情報システム課長</td> <td>1 気象情報、被害情報等の収集</td> <td rowspan="2">情報システム課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2 市内雨量、河川水位等の把握、記録</td> </tr> </tbody> </table>	部	部長	総括担当者	活動内容	担当課	本 部 事 務 局 部	◎建設部長	河川排水課長	1 水防本部の設置	河川排水課	○総務部長	市民安全課長	2 被害状況等の集約、関係機関等への伝達	市民安全課	3 避難の勧告、指示	4 自衛隊の派遣要請、広域応援要請	5 応急対策全般の調整	○建設部次長兼 まちづくり推 進部次長	総務課長	1 通信の統制、確保、運用	総務課	○総務部参事	2 車両、応援資機材の調達、確保		3 緊急通行車両の確認申請		4 庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼働指示		5 罹災証明書の発行	○企画政策部長 (本部長付)	秘書課長	1 見舞い者等への応接及び秘書	秘書課	情報管理部	部長	総括担当者	活動内容	担当課	情報管理部	◎企画政策部長	広報広聴課長	1 避難の勧告、指示の広報	広報広聴課	○総務部長	企画政策課長	2 報道機関との連絡調整、災害広報	企画政策課	○議事事務局長	議事課長	3 災害に関する写真、映像等記録、整理	議事課	○監査事務局長	監査課長		監査課			情報システム課長	1 気象情報、被害情報等の収集	情報システム課				2 市内雨量、河川水位等の把握、記録	体制の見直し
部	部長	総括担当者	活動内容	担当課																																																																																																																											
本 部 事 務 局	◎建設部長	河川排水課長	1 水防本部の設置	河川排水課																																																																																																																											
	○総務部長	市民安全課長	2 被害状況等の集約、関係機関等への伝達	市民安全課																																																																																																																											
			3 避難の勧告、指示																																																																																																																												
			4 自衛隊の派遣要請、広域応援要請																																																																																																																												
			5 応急対策全般の調整																																																																																																																												
			総務課長		1 通信の統制、確保、運用	総務課																																																																																																																									
	2 車両、応援資機材の調達、確保																																																																																																																														
	3 緊急通行車両の確認申請																																																																																																																														
	4 庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼働指示																																																																																																																														
	5 罹災証明書の発行																																																																																																																														
○企画政策部長 (本部長付)	秘書課長	1 見舞い者等への応接及び秘書に関すること	秘書課																																																																																																																												
情報管理部	部長	総括担当者	活動内容	担当課																																																																																																																											
情報管理部	◎企画政策部長	広報広聴課長	1 避難の勧告、指示の広報	広報広聴課																																																																																																																											
	○総務部長	企画政策課長	2 報道機関との連絡調整、災害広報	企画政策課																																																																																																																											
	○議事事務局長	議事課長	3 災害に関する写真、ビデオ記録、整理	議事課																																																																																																																											
	○監査事務局長	監査課長		監査課																																																																																																																											
		情報システム課長	1 気象情報、被害情報等の収集	情報システム課																																																																																																																											
			2 市内雨量、河川水位等の把握、記録																																																																																																																												
部	部長	総括担当者	活動内容	担当課																																																																																																																											
本 部 事 務 局 部	◎建設部長	河川排水課長	1 水防本部の設置	河川排水課																																																																																																																											
	○総務部長	市民安全課長	2 被害状況等の集約、関係機関等への伝達	市民安全課																																																																																																																											
			3 避難の勧告、指示																																																																																																																												
			4 自衛隊の派遣要請、広域応援要請																																																																																																																												
			5 応急対策全般の調整																																																																																																																												
			○建設部次長兼 まちづくり推 進部次長		総務課長	1 通信の統制、確保、運用	総務課																																																																																																																								
	○総務部参事	2 車両、応援資機材の調達、確保																																																																																																																													
		3 緊急通行車両の確認申請																																																																																																																													
		4 庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼働指示																																																																																																																													
		5 罹災証明書の発行																																																																																																																													
○企画政策部長 (本部長付)	秘書課長	1 見舞い者等への応接及び秘書	秘書課																																																																																																																												
情報管理部	部長	総括担当者	活動内容	担当課																																																																																																																											
情報管理部	◎企画政策部長	広報広聴課長	1 避難の勧告、指示の広報	広報広聴課																																																																																																																											
	○総務部長	企画政策課長	2 報道機関との連絡調整、災害広報	企画政策課																																																																																																																											
	○議事事務局長	議事課長	3 災害に関する写真、映像等記録、整理	議事課																																																																																																																											
	○監査事務局長	監査課長		監査課																																																																																																																											
		情報システム課長	1 気象情報、被害情報等の収集	情報システム課																																																																																																																											
			2 市内雨量、河川水位等の把握、記録																																																																																																																												
3																																																																																																																															

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																																																																								
		(略)																																																																																																																																										
		(略)																																																																																																																																										
		<table border="1"> <tr> <td>◎建設部長</td> <td>河川排水課長</td> <td>(水防に関すること)</td> <td>河川排水課</td> </tr> <tr> <td>○上下水道部長</td> <td>道路課長</td> <td>1 河川の水位観測及び巡視</td> <td>道路課</td> </tr> <tr> <td>○まちづくり推進部長</td> <td>公園緑地課長</td> <td>2 被害現地へ土のう積み込み運搬</td> <td>公園緑地課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅施設課長</td> <td>3 浸水被害地区の排水対策</td> <td>住宅施設課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上下水道経営課長</td> <td>(調査に関すること)</td> <td>上下水道経営課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 浸水等被害通報地域への調査、巡視</td> <td>上下水道業務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上下水道業務課長</td> <td>2 その他危険箇所の調査、巡視</td> <td>水道工務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 避難の勧告、指示、誘導</td> <td>下水建設課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道工務課長</td> <td>4 人命捜索、救出救助</td> <td>都市政策課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下水建設課長</td> <td>5 危険箇所の確認巡視、応急対策</td> <td>都市整備課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市政策課長</td> <td>6 被害家屋の調査、資料の整理</td> <td>ニュータウン創生課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市整備課長</td> <td>7 道路地下道の交通整理</td> <td>建築指導課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニュータウン創生課長</td> <td>(復旧に関すること)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築指導課長</td> <td>1 公共土木施設の被害調査、災害復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 道路障害物の除去等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 倒壊家屋対策、瓦礫対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 被災住宅対策</td> <td></td> </tr> </table>	◎建設部長	河川排水課長	(水防に関すること)	河川排水課	○上下水道部長	道路課長	1 河川の水位観測及び巡視	道路課	○まちづくり推進部長	公園緑地課長	2 被害現地へ土のう積み込み運搬	公園緑地課		住宅施設課長	3 浸水被害地区の排水対策	住宅施設課		上下水道経営課長	(調査に関すること)	上下水道経営課			1 浸水等被害通報地域への調査、巡視	上下水道業務課		上下水道業務課長	2 その他危険箇所の調査、巡視	水道工務課			3 避難の勧告、指示、誘導	下水建設課		水道工務課長	4 人命捜索、救出救助	都市政策課		下水建設課長	5 危険箇所の確認巡視、応急対策	都市整備課		都市政策課長	6 被害家屋の調査、資料の整理	ニュータウン創生課		都市整備課長	7 道路地下道の交通整理	建築指導課		ニュータウン創生課長	(復旧に関すること)			建築指導課長	1 公共土木施設の被害調査、災害復旧				2 道路障害物の除去等				3 倒壊家屋対策、瓦礫対策				4 被災住宅対策		<table border="1"> <tr> <td>◎建設部長</td> <td>河川排水課長</td> <td>(水防に関すること)</td> <td>河川排水課</td> </tr> <tr> <td>○上下水道部長</td> <td>道路課長</td> <td>1 河川の水位観測及び巡視</td> <td>道路課</td> </tr> <tr> <td>○まちづくり推進部長</td> <td>公園緑地課長</td> <td>2 被害現地へ土のう積み込み運搬</td> <td>公園緑地課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅施設課長</td> <td>3 浸水被害地区の排水対策</td> <td>住宅施設課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上下水道経営課長</td> <td>(調査に関すること)</td> <td>上下水道経営課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 浸水等被害通報地域への調査、巡視</td> <td>上下水道業務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上下水道業務課長</td> <td>2 その他危険箇所の調査、巡視</td> <td>水道工務課</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 避難の勧告、指示、誘導</td> <td>下水建設課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水道工務課長</td> <td>4 人命捜索、救出救助</td> <td>都市政策課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下水建設課長</td> <td>5 危険箇所の確認巡視、応急対策</td> <td>都市整備課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市政策課長</td> <td>6 被害家屋の調査、資料の整理</td> <td>ニュータウン創生課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市整備課長</td> <td>7 道路地下道の交通整理</td> <td>建築指導課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ニュータウン創生課長</td> <td>(復旧に関すること)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>建築指導課長</td> <td>1 公共土木施設の被害調査、災害復旧</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>2 道路障害物の除去等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>3 倒壊家屋対策、瓦礫対策</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4 被災住宅対策</td> <td></td> </tr> </table>	◎建設部長	河川排水課長	(水防に関すること)	河川排水課	○上下水道部長	道路課長	1 河川の水位観測及び巡視	道路課	○まちづくり推進部長	公園緑地課長	2 被害現地へ土のう積み込み運搬	公園緑地課		住宅施設課長	3 浸水被害地区の排水対策	住宅施設課		上下水道経営課長	(調査に関すること)	上下水道経営課			1 浸水等被害通報地域への調査、巡視	上下水道業務課		上下水道業務課長	2 その他危険箇所の調査、巡視	水道工務課			3 避難の勧告、指示、誘導	下水建設課		水道工務課長	4 人命捜索、救出救助	都市政策課		下水建設課長	5 危険箇所の確認巡視、応急対策	都市整備課		都市政策課長	6 被害家屋の調査、資料の整理	ニュータウン創生課		都市整備課長	7 道路地下道の交通整理	建築指導課		ニュータウン創生課長	(復旧に関すること)			建築指導課長	1 公共土木施設の被害調査、災害復旧				2 道路障害物の除去等				3 倒壊家屋対策、瓦礫対策				4 被災住宅対策		
◎建設部長	河川排水課長	(水防に関すること)	河川排水課																																																																																																																																									
○上下水道部長	道路課長	1 河川の水位観測及び巡視	道路課																																																																																																																																									
○まちづくり推進部長	公園緑地課長	2 被害現地へ土のう積み込み運搬	公園緑地課																																																																																																																																									
	住宅施設課長	3 浸水被害地区の排水対策	住宅施設課																																																																																																																																									
	上下水道経営課長	(調査に関すること)	上下水道経営課																																																																																																																																									
		1 浸水等被害通報地域への調査、巡視	上下水道業務課																																																																																																																																									
	上下水道業務課長	2 その他危険箇所の調査、巡視	水道工務課																																																																																																																																									
		3 避難の勧告、指示、誘導	下水建設課																																																																																																																																									
	水道工務課長	4 人命捜索、救出救助	都市政策課																																																																																																																																									
	下水建設課長	5 危険箇所の確認巡視、応急対策	都市整備課																																																																																																																																									
	都市政策課長	6 被害家屋の調査、資料の整理	ニュータウン創生課																																																																																																																																									
	都市整備課長	7 道路地下道の交通整理	建築指導課																																																																																																																																									
	ニュータウン創生課長	(復旧に関すること)																																																																																																																																										
	建築指導課長	1 公共土木施設の被害調査、災害復旧																																																																																																																																										
		2 道路障害物の除去等																																																																																																																																										
		3 倒壊家屋対策、瓦礫対策																																																																																																																																										
		4 被災住宅対策																																																																																																																																										
◎建設部長	河川排水課長	(水防に関すること)	河川排水課																																																																																																																																									
○上下水道部長	道路課長	1 河川の水位観測及び巡視	道路課																																																																																																																																									
○まちづくり推進部長	公園緑地課長	2 被害現地へ土のう積み込み運搬	公園緑地課																																																																																																																																									
	住宅施設課長	3 浸水被害地区の排水対策	住宅施設課																																																																																																																																									
	上下水道経営課長	(調査に関すること)	上下水道経営課																																																																																																																																									
		1 浸水等被害通報地域への調査、巡視	上下水道業務課																																																																																																																																									
	上下水道業務課長	2 その他危険箇所の調査、巡視	水道工務課																																																																																																																																									
		3 避難の勧告、指示、誘導	下水建設課																																																																																																																																									
	水道工務課長	4 人命捜索、救出救助	都市政策課																																																																																																																																									
	下水建設課長	5 危険箇所の確認巡視、応急対策	都市整備課																																																																																																																																									
	都市政策課長	6 被害家屋の調査、資料の整理	ニュータウン創生課																																																																																																																																									
	都市整備課長	7 道路地下道の交通整理	建築指導課																																																																																																																																									
	ニュータウン創生課長	(復旧に関すること)																																																																																																																																										
	建築指導課長	1 公共土木施設の被害調査、災害復旧																																																																																																																																										
		2 道路障害物の除去等																																																																																																																																										
		3 倒壊家屋対策、瓦礫対策																																																																																																																																										
		4 被災住宅対策																																																																																																																																										

頁	行	修正前	修正後	備考																								
5	7	<p>第3章 水防組織 第1 春日井市の水防体制 5 水防配備態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>配備態勢</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">警 戒 本 部</td> <td>初動態勢</td> <td>初動当番者（庁舎内各部の管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。</td> <td rowspan="3">春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。  庄内川又は八田川に水防警報（準備）が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td>第1次態勢</td> <td>1次当番者（初動当番者2名に加え、庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部のうち管理職4名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。</td> </tr> <tr> <td>第2次態勢</td> <td>2次当番者（消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。</td> </tr> </tbody> </table>			配備態勢	配備時期	警 戒 本 部	初動態勢	初動当番者（庁舎内各部の管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。  庄内川又は八田川に水防警報（準備）が発表されたとき。	第1次態勢	1次当番者（初動当番者2名に加え、庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部のうち管理職4名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	第2次態勢	2次当番者（消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	<p>第3章 水防組織 第1 春日井市の水防体制 5 水防配備態勢</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>配備態勢</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">警 戒 本 部</td> <td>初動態勢</td> <td>初動当番者（市民安全課・農政課・都市政策課・都市整備課・道路課・河川排水課・公園緑地課・下水建設課・消防総務課・消防救急課・予防課（以降指定11課という。）を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。</td> <td rowspan="3">春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。  庄内川又は八田川に水防警報（準備）が発表されたとき。</td> </tr> <tr> <td>第1次態勢</td> <td>1次当番者（初動当番者2名に加え、指定11課の管理職2名及び指定11課を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。</td> </tr> <tr> <td>第2次態勢</td> <td>2次当番者（消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。</td> </tr> </tbody> </table>			配備態勢	配備時期	警 戒 本 部	初動態勢	初動当番者（市民安全課・農政課・都市政策課・都市整備課・道路課・河川排水課・公園緑地課・下水建設課・消防総務課・消防救急課・予防課（以降指定11課という。）を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。  庄内川又は八田川に水防警報（準備）が発表されたとき。	第1次態勢	1次当番者（初動当番者2名に加え、指定11課の管理職2名及び指定11課を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	第2次態勢	2次当番者（消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	体制の見直し
		配備態勢	配備時期																									
警 戒 本 部	初動態勢	初動当番者（庁舎内各部の管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。  庄内川又は八田川に水防警報（準備）が発表されたとき。																									
	第1次態勢	1次当番者（初動当番者2名に加え、庁内の総務部・建設部・産業部・健康福祉部・まちづくり推進部・上下水道部・消防本部のうち管理職4名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。																										
	第2次態勢	2次当番者（消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。																										
		配備態勢	配備時期																									
警 戒 本 部	初動態勢	初動当番者（市民安全課・農政課・都市政策課・都市整備課・道路課・河川排水課・公園緑地課・下水建設課・消防総務課・消防救急課・予防課（以降指定11課という。）を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。  庄内川又は八田川に水防警報（準備）が発表されたとき。																									
	第1次態勢	1次当番者（初動当番者2名に加え、指定11課の管理職2名及び指定11課を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。																										
	第2次態勢	2次当番者（消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。																										
5																												

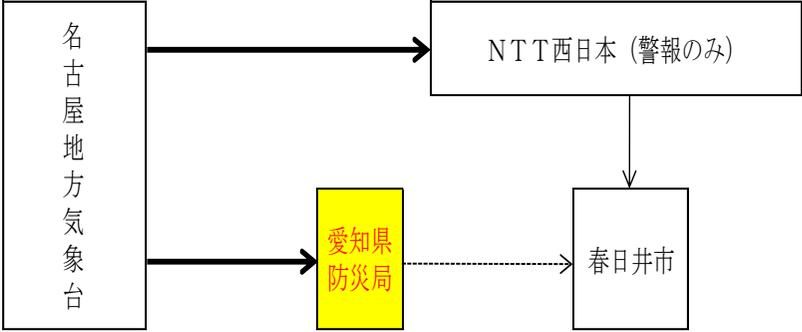
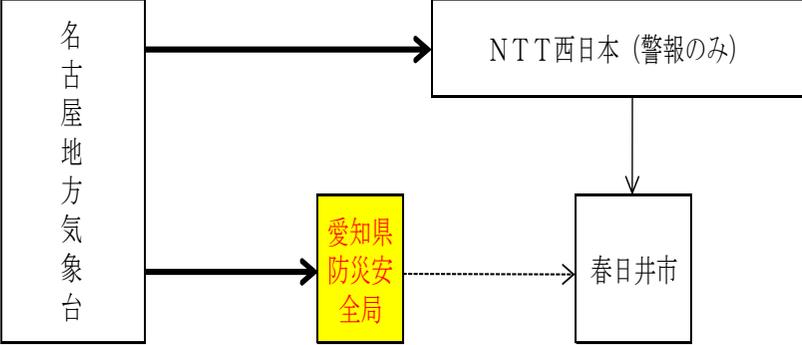
頁	行	修正前		修正後		備考				
		対策本部	水防初動態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長全員</li> <li>・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員</li> <li>・その他技術部の課は、別に指示する職員</li> <li>・避難部の課は、課長及び主幹、管理職（課長及び主幹を除く）・主査職の半数</li> <li>・動員部の課は、管理職・主査職の各1名</li> <li>・消防公安部においては非常招集に基づく招集者</li> <li>・その他の課においては、各課管理職1名</li> <li>・指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。</li> </ul>	春日井市に大雨警報（浸水害・土砂災害）又は洪水警報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警報（出動）が発表されたとき。	対策本部	水防初動態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長、次長、参事全員</li> <li>・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員</li> <li>・その他技術部の課は、別に指示する職員</li> <li>・避難部の課は、課長及び主幹、管理職（課長及び主幹を除く）・主査職の半数</li> <li>・動員部、救護福祉部の課は、管理職及び別に指示する職員の各1名</li> <li>・消防公安部においては非常招集に基づく招集者</li> <li>・その他の課においては、各課管理職1名</li> <li>・指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。</li> </ul>	春日井市に大雨警報（浸水害・土砂災害）又は洪水警報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警報（出動）が発表されたとき。	
			非常配備態勢 水防第1次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長及び統括担当者全員</li> <li>・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員</li> <li>・その他技術部の課は、別に指示する職員</li> <li>・消防公安部においては非常招集に基づく招集者</li> <li>・その他の課においては、各課管理職（課長及び主幹を除く）・主査職の半数</li> <li>・指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。</li> </ul>				非常配備態勢 水防第1次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長、次長、参事及び統括担当者全員</li> <li>・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員</li> <li>・その他技術部の課は、別に指示する職員</li> <li>・消防公安部においては非常招集に基づく招集者</li> <li>・その他の課においては、各課管理職（課長及び主幹を除く）・主査職の半数</li> <li>・指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。</li> </ul>	
			非常配備態勢 水防第2次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長及び統括担当者全員</li> <li>・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員</li> <li>・その他技術部の課は、別に指示する職員</li> <li>・消防公安部においては非常招集に基づく招集者</li> <li>・全職員の概ね半数</li> <li>・指定避難所配備職員は全員で水防活動ができる態勢とする。</li> </ul>	春日井市に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 市の全域又は特定の地域に水害が発生すると予想されるとき又は大規模な水害が発生したとき。			非常配備態勢 水防第2次	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長、次長、参事及び統括担当者全員</li> <li>・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員</li> <li>・その他技術部の課は、別に指示する職員</li> <li>・消防公安部においては非常招集に基づく招集者</li> <li>・全職員の概ね半数</li> <li>・指定避難所配備職員は全員で水防活動ができる態勢とする。</li> </ul>	春日井市に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 市の全域又は特定の地域に水害が発生すると予想されるとき又は大規模な水害が発生したとき。

頁	行	修正前							修正後							備考
6	6	第4章 水防施設 第1 水防資器材 1 水防資器材総括表							第4章 水防施設 第1 水防資器材 1 水防資器材総括表							資材の見直し
		備蓄資材・器材	追進	熊野	穴橋	上田楽	花長	計	備蓄資材・器材	追進	熊野	穴橋	上田楽	花長	計	
		土のう袋 (袋)	4,200	900	700	10,400	230	16,430 (袋)	土のう袋 (袋)	2,600	800	500	11,000	500	15,400 (袋)	
		ビニールシート (枚)	77	76	127	50	10	340 (枚)	ビニールシート (枚)	58	43	133	50	5	289 (枚)	
		スコップ(剣、角) (T)	<sup>63</sup> <sub>+20</sub> 83	<sup>45</sup> <sub>+40</sub> 85	<sup>29</sup> <sub>+26</sub> 55	<sup>28</sup> <sub>+10</sub> 38	1	262 (T)	スコップ(剣、角) (T)	<sup>61</sup> <sub>+20</sub> 81	<sup>43</sup> <sub>+40</sub> 83	<sup>2</sup> <sub>+1</sub> 3	<sup>28</sup> <sub>+10</sub> 38	1	206 (T)	
		たこづち (T)	1	4	2	0	1	8 (T)	たこづち (T)	1	4	2	0	1	8 (T)	
		かけや (T)	4	10	18	3	1	36 (T)	かけや (T)	4	10	18	3	1	36 (T)	
		縄 (巻)	2	3	0	2	4	11 (巻)	縄 (巻)	2	3	0	2	4	11 (巻)	
		番線(200本入) (箱)	5	1.5	1.5	1	0	9 (箱)	番線(200本入) (箱)	5	1.5	2.0	1	0	9.5 (箱)	
		のこぎり (T)	0	3	7	2	1	13 (T)	のこぎり (T)	0	2	4	2	1	9 (T)	
		おの (T)	1	1	4	0	1	7 (T)	おの (T)	1	1	4	0	1	7 (T)	
		ペンチ (T)	2	3	4	1	0	10 (T)	ペンチ (T)	2	3	7	1	0	13 (T)	
		なた・かま (T)	0	8	11	0	2	21 (T)	なた・かま (T)	0	7	20	0	5	32 (T)	
		パール (本)	1	0	3	1	1	6 (本)	パール (本)	1	0	5	0	0	6 (本)	
		つるはし (T)	9	11	10	10	0	40 (T)	つるはし (T)	9	10	3	10	0	32 (T)	
		クリッパー (枚)	1	2	4	1	1	9 (枚)	クリッパー (枚)	1	1	4	1	1	8 (枚)	
		杭 木 (本)	195	0	38	25	0	258 (本)	杭 木 (本)	195	0	38	28	0	261 (本)	
		照明具 (台)	0	3	3	1	0	7 (台)	照明具 (台)	0	3	3	1	0	7 (台)	
		発電機 (台)	1	3	0	1	0	5 (台)	発電機 (台)	1	3	0	0	0	4 (台)	
		トラロープ (巻)	1	0	7	0	0	8 (巻)	トラロープ (巻)	2	1	4	0	0	7 (巻)	
		エンジンポンプ (台)	5	8	0	2	0	15 (台)	エンジンポンプ (台)	5	8	0	2	0	15 (台)	

頁	行	修正前								修正後								備考			
8	15	第5章 水防注意箇所 第1 水防注意箇所 (1) 河川								第5章 水防注意箇所 第1 水防注意箇所 (1) 河川								県水防計画との整合			
		図面 番号	河川 名	左右	位置	地先名	延長 (m)	重要 度	種別	摘要 (水防工法)	図面 番号	河川 名	左右	位置	地先名	延長 (m)	重要 度	種別	摘要 (水防工法)		
		21	庄内川	右	29.0k ~ 29.0k +100m	上条町	100	B	堤防断面	断面不足 (シート張り工)	21	庄内川	右	29.0k ~ 29.0k +100m	上条町	100	B	堤防断面	断面不足 (シート張り工)		
				右	29.0k +40m ~ 29.0k +100m	上条町	100	B	堤防高	暫定堤防、河積不足 (積土のう工)					右	29.0k +40m ~ 29.0k +100m	上条町	60	B	堤防高	暫定堤防、河積不足 (積土のう工)
				右	29.0k +90m ~ 29.0k +100m	上条町	40	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏 (シート張り工)					右	29.0k +90m ~ 29.0k +100m	上条町	40	B	法崩れすべり	発生する恐れ、川裏 (シート張り工)
		(略)								(略)											
		27	庄内川	右	30.4k +30m ~ 31.0k +100m	熊野町	470	B	堤防高	河積不足 (積土のう工)	27	庄内川	右	30.4k +180m ~ 30.6k +80m	熊野町	130	要	旧川跡	H21再点検実施		
				右	30.4k +180m ~ 30.6k +80m	熊野町	130	要	旧川跡	H21再点検実施											

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																						
11	10	第5章 水防注意箇所 第1 水防注意箇所 (2) 重要工作物	第5章 水防注意箇所 第1 水防注意箇所 (2) 重要工作物	県水防計画との整合 表記の見直し																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面 番号</th> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管理責任者</th> <th>巡視責任者</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80</td> <td>〃</td> <td>南部ポンプ場</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>雨水ポンプ4台 合計能力14.5m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </tbody> </table>	図面 番号		河川名	名称	位置	管理責任者	巡視責任者	構造	80	〃	南部ポンプ場	〃	〃	〃	雨水ポンプ4台 合計能力14.5m <sup>3</sup> /s	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図面 番号</th> <th>河川名</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>管理責任者</th> <th>巡視責任者</th> <th>構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80</td> <td>〃</td> <td>南部ポンプ場</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>雨水ポンプ7台 合計能力29.0m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </tbody> </table>	図面 番号	河川名	名称	位置	管理責任者	巡視責任者	構造	80	〃	南部ポンプ場	〃	〃	〃	雨水ポンプ7台 合計能力29.0m <sup>3</sup> /s																																										
図面 番号	河川名	名称	位置		管理責任者	巡視責任者	構造																																																																			
80	〃	南部ポンプ場	〃		〃	〃	雨水ポンプ4台 合計能力14.5m <sup>3</sup> /s																																																																			
図面 番号	河川名	名称	位置		管理責任者	巡視責任者	構造																																																																			
80	〃	南部ポンプ場	〃		〃	〃	雨水ポンプ7台 合計能力29.0m <sup>3</sup> /s																																																																			
		(略)	(略)																																																																							
		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>92</td> <td>庄内川</td> <td>桜佐排水樋管</td> <td>桜佐町</td> <td>上条用水</td> <td>産業部長</td> <td>鋼製電動式スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>93</td> <td>〃</td> <td>神明上条用水取水樋管</td> <td>熊野町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>鋼製電動式スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>94</td> <td>〃</td> <td>高貝用水取水樋管</td> <td>大留町</td> <td>高貝用水</td> <td>〃</td> <td>鋼製手動式スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>〃</td> <td>上条用水第二樋管</td> <td>上条町</td> <td>上条用水</td> <td>〃</td> <td>鋼製手動式スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>96</td> <td>内津川</td> <td>樋門</td> <td>桜佐町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>鋼製電動式スライドゲート</td> </tr> </tbody> </table>	92		庄内川	桜佐排水樋管	桜佐町	上条用水	産業部長	鋼製電動式スライドゲート	93	〃	神明上条用水取水樋管	熊野町	〃	〃	鋼製電動式スライドゲート	94	〃	高貝用水取水樋管	大留町	高貝用水	〃	鋼製手動式スライドゲート	95	〃	上条用水第二樋管	上条町	上条用水	〃	鋼製手動式スライドゲート	96	内津川	樋門	桜佐町	〃	〃	鋼製電動式スライドゲート	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>92</td> <td>庄内川</td> <td>桜佐排水樋管</td> <td>桜佐町</td> <td>春日井市</td> <td>産業部長</td> <td>鋼製電動式 スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>93</td> <td>〃</td> <td>神明上条用水 取水樋管</td> <td>熊野町</td> <td>上条用水 土地改良区</td> <td>〃</td> <td>鋼製電動式 スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>94</td> <td>〃</td> <td>高貝用水取水樋管</td> <td>大留町</td> <td>高貝用水 土地改良区</td> <td>〃</td> <td>鋼製手動式 スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>95</td> <td>〃</td> <td>上条用水第二樋管</td> <td>上条町</td> <td>上条用水 土地改良区</td> <td>〃</td> <td>鋼製手動式 スライドゲート</td> </tr> <tr> <td>96</td> <td>内津川</td> <td>樋門</td> <td>桜佐町</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>鋼製電動式 ローラーゲート</td> </tr> </tbody> </table>	92	庄内川	桜佐排水樋管	桜佐町	春日井市	産業部長	鋼製電動式 スライドゲート	93	〃	神明上条用水 取水樋管	熊野町	上条用水 土地改良区	〃	鋼製電動式 スライドゲート	94	〃	高貝用水取水樋管	大留町	高貝用水 土地改良区	〃	鋼製手動式 スライドゲート	95	〃	上条用水第二樋管	上条町	上条用水 土地改良区	〃	鋼製手動式 スライドゲート	96	内津川	樋門	桜佐町	〃	〃	鋼製電動式 ローラーゲート
92	庄内川	桜佐排水樋管	桜佐町		上条用水	産業部長	鋼製電動式スライドゲート																																																																			
93	〃	神明上条用水取水樋管	熊野町		〃	〃	鋼製電動式スライドゲート																																																																			
94	〃	高貝用水取水樋管	大留町	高貝用水	〃	鋼製手動式スライドゲート																																																																				
95	〃	上条用水第二樋管	上条町	上条用水	〃	鋼製手動式スライドゲート																																																																				
96	内津川	樋門	桜佐町	〃	〃	鋼製電動式スライドゲート																																																																				
92	庄内川	桜佐排水樋管	桜佐町	春日井市	産業部長	鋼製電動式 スライドゲート																																																																				
93	〃	神明上条用水 取水樋管	熊野町	上条用水 土地改良区	〃	鋼製電動式 スライドゲート																																																																				
94	〃	高貝用水取水樋管	大留町	高貝用水 土地改良区	〃	鋼製手動式 スライドゲート																																																																				
95	〃	上条用水第二樋管	上条町	上条用水 土地改良区	〃	鋼製手動式 スライドゲート																																																																				
96	内津川	樋門	桜佐町	〃	〃	鋼製電動式 ローラーゲート																																																																				

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																																				
13	7	<p>第5章 水防注意箇所 第2 注意区域とその対策 (1) 水防活動計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面番号</th> <th>河川名</th> <th>左右</th> <th>地先名</th> <th>延長(m)</th> <th>重要度</th> <th>種別</th> <th>水防工法</th> <th>避難先</th> <th>避難誘導責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">21</td> <td rowspan="3">庄内川</td> <td>右</td> <td>上条町</td> <td>100</td> <td>B</td> <td>堤防断面</td> <td>シート張り工</td> <td>神領小</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>上条町</td> <td>100</td> <td>B</td> <td>堤防高</td> <td>積土のう工</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>上条町</td> <td>40</td> <td>B</td> <td>法崩れすべり</td> <td>シート張り工</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">27</td> <td rowspan="2">庄内川</td> <td>右</td> <td>熊野町</td> <td>470</td> <td>B</td> <td>堤防高</td> <td>積土のう工</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>熊野町</td> <td>130</td> <td>要</td> <td>旧川跡</td> <td></td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	図面番号	河川名	左右	地先名	延長(m)	重要度	種別	水防工法	避難先	避難誘導責任者	21	庄内川	右	上条町	100	B	堤防断面	シート張り工	神領小	〃	右	上条町	100	B	堤防高	積土のう工	〃	〃	右	上条町	40	B	法崩れすべり	シート張り工	〃	〃	27	庄内川	右	熊野町	470	B	堤防高	積土のう工	〃	〃	右	熊野町	130	要	旧川跡		〃	〃	<p>第5章 水防注意箇所 第2 注意区域とその対策 (1) 水防活動計画</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図面番号</th> <th>河川名</th> <th>左右</th> <th>地先名</th> <th>延長(m)</th> <th>重要度</th> <th>種別</th> <th>水防工法</th> <th>避難先</th> <th>避難誘導責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">21</td> <td rowspan="3">庄内川</td> <td>右</td> <td>上条町</td> <td>100</td> <td>B</td> <td>堤防断面</td> <td>シート張り工</td> <td>神領小</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>上条町</td> <td>60</td> <td>B</td> <td>堤防高</td> <td>積土のう工</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>右</td> <td>上条町</td> <td>40</td> <td>B</td> <td>法崩れすべり</td> <td>シート張り工</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>27</td> <td>庄内川</td> <td>右</td> <td>熊野町</td> <td>130</td> <td>要</td> <td>旧川跡</td> <td></td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	図面番号	河川名	左右	地先名	延長(m)	重要度	種別	水防工法	避難先	避難誘導責任者	21	庄内川	右	上条町	100	B	堤防断面	シート張り工	神領小	〃	右	上条町	60	B	堤防高	積土のう工	〃	〃	右	上条町	40	B	法崩れすべり	シート張り工	〃	〃	27	庄内川	右	熊野町	130	要	旧川跡		〃	〃	<p>県水防計画との整合</p>
図面番号	河川名	左右	地先名	延長(m)	重要度	種別	水防工法	避難先	避難誘導責任者																																																																																															
21	庄内川	右	上条町	100	B	堤防断面	シート張り工	神領小	〃																																																																																															
		右	上条町	100	B	堤防高	積土のう工	〃	〃																																																																																															
		右	上条町	40	B	法崩れすべり	シート張り工	〃	〃																																																																																															
27	庄内川	右	熊野町	470	B	堤防高	積土のう工	〃	〃																																																																																															
		右	熊野町	130	要	旧川跡		〃	〃																																																																																															
図面番号	河川名	左右	地先名	延長(m)	重要度	種別	水防工法	避難先	避難誘導責任者																																																																																															
21	庄内川	右	上条町	100	B	堤防断面	シート張り工	神領小	〃																																																																																															
		右	上条町	60	B	堤防高	積土のう工	〃	〃																																																																																															
		右	上条町	40	B	法崩れすべり	シート張り工	〃	〃																																																																																															
27	庄内川	右	熊野町	130	要	旧川跡		〃	〃																																																																																															
10																																																																																																								

頁	行	修正前	修正後	備考
16	30	<p data-bbox="360 220 891 284">第6章 水防に関する予報・警報 第2 水防に関する予報・警報の伝達</p> <p data-bbox="185 320 618 352">1 気象、洪水に関する予報・警報伝達系統</p>  <div data-bbox="380 778 922 919"> <p>凡例</p> <p>——→ 専用回線</p> <p>- - - - -&gt; 高度情報通信ネットワーク</p> <p>——→ 加入電話</p> </div>	<p data-bbox="1267 220 1798 284">第6章 水防に関する予報・警報 第2 水防に関する予報・警報の伝達</p> <p data-bbox="1093 320 1503 352">1 気象、洪水に関する警報等伝達系統図</p>  <div data-bbox="1285 754 1832 901"> <p>凡例</p> <p>——→ 専用回線</p> <p>- - - - -&gt; 高度情報通信ネットワーク</p> <p>——→ 加入電話</p> </div>	<p data-bbox="2002 220 2181 292">県水防計画との整合 名称変更</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
17	5	<p style="text-align: center;">第7章 水防警報 第1 水防警報の意義</p> <p>指定河川について国土交通大臣又は知事が洪水によって災害が起こる<b>恐れ</b>があると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。（法第16条第1項）</p>	<p style="text-align: center;">第7章 水防警報 第1 水防警報の意義</p> <p>指定河川について国土交通大臣又は知事が洪水によって災害が起こる<b>おそれ</b>があると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。（法第16条第1項）</p>	<p>字句変更</p>
12				

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																
17	22	<p>第7章 水防警報</p> <p><u>第3 水防警報を發表する基準</u></p> <p><u>1 水防警報の対象水位観測所及び発令基準</u></p> <p>国土交通省大臣が水防警報を行う河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>所在地 (位置)</th> <th>水防団 待機 水位</th> <th>氾濫 注意 水位</th> <th>出動 水位</th> <th>計画高 水位</th> <th>堤防高 上：左岸 下：右岸</th> <th>発令者</th> <th>対象団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄内川</td> <td>志段味</td> <td>名古屋市 守山区 中志段味 (左岸32.7k 付近)</td> <td>3.40</td> <td>4.60</td> <td>5.20</td> <td>7.50</td> <td>8.18 10.34</td> <td>庄内川 河川事務 所長</td> <td>名古屋市 春日井市 瀬戸市</td> </tr> </tbody> </table> <p>愛知県知事が水防警報を行う河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>所在地 (位置)</th> <th>水防団 待機 水位</th> <th>氾濫 注意 水位</th> <th>出動 水位</th> <th>計画高 水位</th> <th>堤防高 上：左岸 下：右岸</th> <th>発令者</th> <th>対象団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八田川</td> <td>味美</td> <td>春日井市 味美町 3丁目(右岸 合流点から 2.4k)</td> <td>3.90</td> <td>4.50</td> <td>4.70</td> <td>5.55</td> <td>6.66 6.66</td> <td>尾張建設 事務所長</td> <td>名古屋市 春日井市 豊山町</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所	所在地 (位置)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発令者	対象団体	庄内川	志段味	名古屋市 守山区 中志段味 (左岸32.7k 付近)	3.40	4.60	5.20	7.50	8.18 10.34	庄内川 河川事務 所長	名古屋市 春日井市 瀬戸市	河川	観測所	所在地 (位置)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発令者	対象団体	八田川	味美	春日井市 味美町 3丁目(右岸 合流点から 2.4k)	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66 6.66	尾張建設 事務所長	名古屋市 春日井市 豊山町	<p>第7章 水防警報</p> <p><u>第3 水防警報を發表する基準</u></p> <p><u>1 水防警報の対象水位観測所及び発表基準</u></p> <p>国土交通省大臣が水防警報を行う河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>所在地 (位置)</th> <th>水防団 待機 水位</th> <th>氾濫 注意 水位</th> <th>出動 水位</th> <th>計画高 水位</th> <th>堤防高 上：左岸 下：右岸</th> <th>発表者</th> <th>対象団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庄内川</td> <td>志段味</td> <td>名古屋市 守山区 中志段味 (左岸32.7k 付近)</td> <td>3.40</td> <td>4.60</td> <td>5.20</td> <td>7.50</td> <td>8.18 10.34</td> <td>庄内川 河川事務 所長</td> <td>名古屋市 春日井市 瀬戸市</td> </tr> </tbody> </table> <p>愛知県知事が水防警報を行う河川</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川</th> <th>観測所</th> <th>所在地 (位置)</th> <th>水防団 待機 水位</th> <th>氾濫 注意 水位</th> <th>出動 水位</th> <th>計画高 水位</th> <th>堤防高 上：左岸 下：右岸</th> <th>発表者</th> <th>対象団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八田川</td> <td>味美</td> <td>春日井市 味美町 3丁目(右岸 合流点から 2.4k)</td> <td>3.90</td> <td>4.50</td> <td>4.70</td> <td>5.55</td> <td>6.66 6.66</td> <td>尾張建設 事務所長</td> <td>名古屋市 春日井市</td> </tr> </tbody> </table>	河川	観測所	所在地 (位置)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者	対象団体	庄内川	志段味	名古屋市 守山区 中志段味 (左岸32.7k 付近)	3.40	4.60	5.20	7.50	8.18 10.34	庄内川 河川事務 所長	名古屋市 春日井市 瀬戸市	河川	観測所	所在地 (位置)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者	対象団体	八田川	味美	春日井市 味美町 3丁目(右岸 合流点から 2.4k)	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66 6.66	尾張建設 事務所長	名古屋市 春日井市	<p>県水防計画との整合</p>
河川	観測所	所在地 (位置)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発令者	対象団体																																																																											
庄内川	志段味	名古屋市 守山区 中志段味 (左岸32.7k 付近)	3.40	4.60	5.20	7.50	8.18 10.34	庄内川 河川事務 所長	名古屋市 春日井市 瀬戸市																																																																											
河川	観測所	所在地 (位置)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発令者	対象団体																																																																											
八田川	味美	春日井市 味美町 3丁目(右岸 合流点から 2.4k)	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66 6.66	尾張建設 事務所長	名古屋市 春日井市 豊山町																																																																											
河川	観測所	所在地 (位置)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者	対象団体																																																																											
庄内川	志段味	名古屋市 守山区 中志段味 (左岸32.7k 付近)	3.40	4.60	5.20	7.50	8.18 10.34	庄内川 河川事務 所長	名古屋市 春日井市 瀬戸市																																																																											
河川	観測所	所在地 (位置)	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	出動 水位	計画高 水位	堤防高 上：左岸 下：右岸	発表者	対象団体																																																																											
八田川	味美	春日井市 味美町 3丁目(右岸 合流点から 2.4k)	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66 6.66	尾張建設 事務所長	名古屋市 春日井市																																																																											
13																																																																																				

頁	行	修正前	修正後	備考
18	13	<p style="text-align: center;">第7章 水防警報 第4 水防警報伝達系統</p> <p>1 庄内川 (志段味地区)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例</p> <p>→ 一般回線ファックス</p> <p>→ 高度情報通信ネットワーク</p> <p>→ インターネット(市町村向け川の防災情報)</p> </div>	<p style="text-align: center;">第7章 水防警報 第4 水防警報伝達系統</p> <p>1 庄内川 (志段味地区)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>凡例</p> <p>→ 一般回線ファックス</p> <p>→ 高度情報通信ネットワーク</p> <p>→ インターネット(市町村向け川の防災情報)</p> </div>	<p>備考</p> <p>名称変更</p>
14				

頁	行	修正前	修正後	備考
18	30	<p data-bbox="331 213 922 245">第7章 水防警報 第4 水防警報伝達系統</p> <p data-bbox="199 277 456 309">2 八田川 <u>(春日井地区)</u></p> <div data-bbox="248 419 450 525" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p data-bbox="271 453 427 485">尾張建設事務所</p> </div> <div data-bbox="674 320 958 675" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p data-bbox="703 333 882 365">名古屋地方気象台</p> <p data-bbox="703 384 947 416" style="background-color: yellow;">愛知県防災局災害対策課</p> <p data-bbox="703 435 902 467" style="background-color: yellow;">愛知県建設部河川課</p> <p data-bbox="703 486 860 518">尾張県民事務所</p> <p data-bbox="703 537 792 569">名古屋市</p> <p data-bbox="703 588 792 620">春日井市</p> <p data-bbox="703 639 837 671">関係消防機関</p> </div> <div data-bbox="591 775 1070 927" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p data-bbox="591 815 882 847">——→ 一般回線ファックス</p> <p data-bbox="591 866 927 898">-----→ 高度情報通信ネットワーク</p> <p data-bbox="591 917 1061 949">-.-.-→ インターネット(市町村向け川の防災情報)</p> </div>	<p data-bbox="1240 213 1832 245">第7章 水防警報 第4 水防警報伝達系統</p> <p data-bbox="1095 277 1196 309">2 八田川</p> <div data-bbox="1144 472 1346 577" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p data-bbox="1167 505 1323 537">尾張建設事務所</p> </div> <div data-bbox="1559 320 1843 724" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p data-bbox="1588 333 1767 365">名古屋地方気象台</p> <p data-bbox="1588 384 1832 416" style="background-color: yellow;">愛知県防災安全局防災部</p> <p data-bbox="1588 435 1675 467" style="background-color: yellow;">災害対策課</p> <p data-bbox="1588 486 1787 518" style="background-color: yellow;">愛知県建設局河川課</p> <p data-bbox="1588 537 1744 569">尾張県民事務所</p> <p data-bbox="1588 588 1677 620">名古屋市</p> <p data-bbox="1588 639 1677 671">春日井市</p> <p data-bbox="1588 691 1722 722">関係消防機関</p> </div> <div data-bbox="1478 775 1957 927" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p data-bbox="1478 815 1769 847">——→ 一般回線ファックス</p> <p data-bbox="1478 866 1814 898">-----→ 高度情報通信ネットワーク</p> <p data-bbox="1478 917 1948 949">-.-.-→ インターネット(市町村向け川の防災情報)</p> </div>	<p data-bbox="2002 213 2190 245">県水防計画との整合</p> <p data-bbox="2047 264 2148 296">名称変更</p>

頁	行	修正前	修正後	備 考
19	5	<p style="text-align: center;">第 8 章 洪水予報 第 1 洪水予報の意義</p> <p>気象等の状況により洪水の<del>恐れ</del>があると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。 (法第10条第2項、<del>第11条第1項</del>、気象業務法第14条の2第2項、<del>第3項</del>)</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 洪水予報 第 1 洪水予報の意義</p> <p>気象等の状況により洪水の<del>おそれ</del>があると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う発表である。 (法第10条第2項、<del>第11条第1項</del>、気象業務法第14条の2第2項、<del>第3項</del>)</p>	<p>字句変更</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																																											
20	4	<p>第8章 洪水予報 第4 洪水予報の種類と基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」</td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>		「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>	「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>	<p>第8章 洪水予報 第4 洪水予報の種類と基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>情報名</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」</td> <td>「氾濫発生情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>【警戒レベル5相当 情報（洪水）】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫危険情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>【警戒レベル4相当 情報（洪水）】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫警戒情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>【警戒レベル3相当 情報（洪水）】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>「氾濫注意情報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td></td> <td>【警戒レベル2相当 情報（洪水）】</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	情報名	発表基準	「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>	【警戒レベル5相当 情報（洪水）】			「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>		【警戒レベル4相当 情報（洪水）】			「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>		【警戒レベル3相当 情報（洪水）】			「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>		【警戒レベル2相当 情報（洪水）】			「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>	追加
種類	情報名	発表基準																																													
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>																																													
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>																																													
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>																																													
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>																																													
種類	情報名	発表基準																																													
「洪水警報（発表）」 又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫が発生したとき</li> <li>・氾濫が継続しているとき</li> </ul>																																													
	【警戒レベル5相当 情報（洪水）】																																														
	「氾濫危険情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>																																													
	【警戒レベル4相当 情報（洪水）】																																														
	「氾濫警戒情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>																																													
	【警戒レベル3相当 情報（洪水）】																																														
	「氾濫注意情報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>																																													
	【警戒レベル2相当 情報（洪水）】																																														
	「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>																																													
17																																															

頁	行	修正前	修正後	備考
21	4	<p style="text-align: center;">第8章 洪水予報 第5 洪水予報伝達系統 1 国土交通大臣が指定した河川</p> <p style="text-align: center;"><b>庄内川</b></p> <p>庄内川河川事務所 名古屋地方気象台</p> <p>中部管区警察局 → <b>県警察本部</b> → 関係警察署</p> <p>陸上自衛隊第10師団司令部</p> <p>愛知県建設部 河川課</p> <p>関係市町村</p> <p>愛知県防災局災害対策課</p> <p>報道機関等</p> <p>本庁各部署 (県警察本部を除く)</p> <p>その他の関係地方機関</p> <p>尾張県民事務所 尾張県民事務所海部県民センター 尾張建設事務所 海部建設事務所⇒海部地区水防事務組合 尾張農林水産事務所 海部農林水産事務所 瀬戸保健所、春日井保健所 清須保健所、津島保健所 名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市 清須市、北名古屋市、あま市、一宮市 豊山町、大治町、蟹江町、稲沢市 関係消防機関</p> <p>凡例      一般回線ファックス      高度情報通信ネットワーク      気象台通信網      専用電話      庁内連絡</p>	<p style="text-align: center;">第8章 洪水予報 第5 洪水予報伝達系統 1 国土交通大臣が指定した河川</p> <p style="text-align: center;"><b>庄内川</b></p> <p>庄内川河川事務所 名古屋地方気象台</p> <p>中部管区警察局 → <b>愛知県警察本部</b> → 関係警察署</p> <p>陸上自衛隊第10師団司令部</p> <p>愛知県建設局 河川課</p> <p>関係市町村</p> <p>愛知県防災安全局防災部災害対策課</p> <p>報道機関等</p> <p>本庁各部署 (県警察本部を除く)</p> <p>その他の関係地方機関</p> <p>尾張県民事務所 尾張県民事務所海部県民センター 尾張建設事務所 海部建設事務所⇒海部地区水防事務組合 尾張農林水産事務所 海部農林水産事務所 瀬戸保健所、春日井保健所 清須保健所、津島保健所 名古屋市、瀬戸市、春日井市、小牧市 清須市、北名古屋市、あま市、一宮市 豊山町、大治町、蟹江町、稲沢市 関係消防機関</p> <p>凡例      一般回線ファックス      高度情報通信ネットワーク      気象台通信網      専用電話      庁内連絡</p>	<p>字句変更 名称変更</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
21	29	第8章 洪水予報		記載箇所の変更
		第6 水位情報伝達系統		
		1 知事が水位情報の周知を行う河川		
		八田川		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">尾張建設事務所</div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 名古屋地方気象台  尾張県民事務所  名古屋市  北名古屋市  春日井市  豊山町  愛知県建設部河川課  関係消防機関  愛知県防災局災害対策課 </div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 凡例  —→ 一般回線ファックス  - - - - -&gt; 高度情報通信ネットワーク  - · - · -&gt; インターネット(市町村向け川の防災情報) </div>		

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p data-bbox="181 225 250 252"><u>内津川</u></p> <div data-bbox="181 301 389 395" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">尾張建設事務所</div> <p data-bbox="389 341 622 357">→</p> <div data-bbox="622 213 918 483" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 名古屋地方気象台  尾張県民事務所  愛知県建設部河川課  春日井市  関係消防機関  愛知県防災局災害対策課 </div>  <div data-bbox="562 571 1064 707" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 凡例  —→ 一般回線ファックス  - - - - -&gt; 高度情報通信ネットワーク  - · - · -&gt; インターネット(市町村向け川の防災情報) </div>		

頁	行	修正前	修正後	備考
22	13		<p><u>第9章 水位情報の周知</u></p> <p><u>第1 水位情報の周知の意義</u></p> <p><u>国十交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。</u></p> <p><u>（法第13条第1項・第2項・第3項）</u></p> <p><u>洪水特別警戒水位は市町村が行う避難勧告等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。</u></p> <p><u>第2 水位情報の周知を行う河川及びその区域</u></p> <p><u>1 知事が指定した河川</u></p> <p><u>（1）八田川 春日井市朝宮町一丁目十四番二地先から庄内川合流点まで</u></p> <p><u>（2）内津川 新坂下橋から庄内川合流点まで</u></p>	<p>追加 記載箇所の変更 県水防計画との整合</p>
21				

頁	行	修正前	修正後	備考																															
			<p data-bbox="1093 229 1619 264">第3 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位</p> <p data-bbox="1093 280 1326 316">1 知事が指定した河川</p> <table border="1" data-bbox="1093 320 1993 831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">河川</th> <th rowspan="2">観測所</th> <th rowspan="2">位置</th> <th colspan="5">基準水位 (m)</th> <th rowspan="2">発表者</th> </tr> <tr> <th>水防団 待機 (通報)</th> <th>氾濫注意 (警戒)</th> <th>出動</th> <th>避難判断</th> <th>氾濫危険 (洪水特 別警戒)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八田川</td> <td>味美</td> <td>右岸合流 点から 2.4k</td> <td>3.90</td> <td>4.50</td> <td>4.70</td> <td>5.20</td> <td>5.55</td> <td rowspan="2">尾張建 設事務 所長</td> </tr> <tr> <td>内津川</td> <td>松本</td> <td>左岸 4.760k 付近</td> <td>(1.10)</td> <td>(1.60)</td> <td>(2.00)</td> <td>2.00</td> <td>2.20</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1093 839 1912 927">水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。</p>	河川	観測所	位置	基準水位 (m)					発表者	水防団 待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特 別警戒)	八田川	味美	右岸合流 点から 2.4k	3.90	4.50	4.70	5.20	5.55	尾張建 設事務 所長	内津川	松本	左岸 4.760k 付近	(1.10)	(1.60)	(2.00)	2.00	2.20	
河川	観測所	位置	基準水位 (m)					発表者																											
			水防団 待機 (通報)	氾濫注意 (警戒)	出動	避難判断	氾濫危険 (洪水特 別警戒)																												
八田川	味美	右岸合流 点から 2.4k	3.90	4.50	4.70	5.20	5.55	尾張建 設事務 所長																											
内津川	松本	左岸 4.760k 付近	(1.10)	(1.60)	(2.00)	2.00	2.20																												

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p data-bbox="1081 220 1330 248"><u>第4 水位情報伝達系統</u></p> <p data-bbox="1081 264 1462 293"><u>1 知事が水位情報の周知を行う河川</u></p> <p data-bbox="1111 316 1178 344"><u>八田川</u></p> <div data-bbox="1106 448 1317 552" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">尾張建設事務所</div> <div data-bbox="1547 352 1841 842" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; vertical-align: top;"> 名古屋地方气象台  尾張県民事務所  名古屋市  北名古屋市  春日井市  豊山町  愛知県建設局河川課  関係消防機関  愛知県防災安全局防災部  災害対策課 </div> <div data-bbox="1487 890 1989 1038" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; vertical-align: top;"> 凡例  —→ 一般回線ファックス  - - - -&gt; 高度情報通信ネットワーク  - · - · -&gt; インターネット(市町村向け川の防災情報) </div>	

頁	行	修正前	修正後	備考
			<p><u>内津川</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">尾張建設事務所</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>名古屋地方気象台 尾張県民事務所 愛知県建設局河川課 春日井市 関係消防機関 愛知県防災安全局防災部 災害対策課</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>————&gt; 一般回線ファックス ————&gt; 高度情報通信ネットワーク - - - -&gt; インターネット(市町村向け川の防災情報)</p> </div>	
22	13	<u>第9章</u> 水防活動	<u>第10章</u> 水防活動	番号の繰下げ

頁	行	修正前	修正後	備考
23	23	第9章 水防活動 第1 雨量・水位の監視 2 愛知県水防テレメーターシステム水位観測局	第10章 水防活動 第1 雨量・水位の監視 2 愛知県水防テレメーターシステム水位観測局	追加
			<p><u>水位解説</u></p> <p><u>氾濫危険水位</u> : <u>一連の区間において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位</u></p> <p><u>(危険水位)</u> : <u>当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位</u></p> <p><u>避難判断水位</u> : <u>住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位</u></p> <p><u>出動水位</u> : <u>水防団員等の出動を通知する水位</u></p> <p><u>(第三基準)</u> : <u>危険水位満流流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの</u></p> <p><u>氾濫注意水位</u> : <u>水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部団員の出動を通知する水位</u></p> <p><u>(第二基準)</u> : <u>危険水位満流流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの</u></p> <p><u>水防団待機水位</u> : <u>水防団員等が出動のために待機する水位</u></p> <p><u>(第一基準)</u> : <u>危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの</u></p>	
25				

頁	行	修正前										修正後										備考					
		第9章 水防活動 第1 雨量・水位の監視 3 春日井市水防テレメーターシステム水位観測局										第10章 水防活動 第1 雨量・水位の監視 3 春日井市水防テレメーターシステム水位観測局															
水系	河川名	所管	所在地	単位	河床高 m	0 点 高	第一基準 m	第二基準 m	第三基準 m	避難判断 水位m	危険水位 m	堤防高 m	水系	河川名	所管	所在地	単位	河床高 m	0 点 高	第一基準 m	第二基準 m	第三基準 m	危険水位 m	堤防高 m			
23	27	庄内川	地藏川	春日井	弥生町1丁目 39番地先	河床	0.00	14.87	0.61	1.01	1.34	—	1.90	3.78	庄内川	地藏川	春日井	弥生町1丁目 39番地先	河床	0.00	14.87	0.61	1.01	1.34	—	1.90	3.78
						TP	14.87		TP	TP	TP		TP	TP					TP	TP		TP	TP	TP		TP	
						m	14.87	15.48	15.88	16.21	16.77	18.65	m	14.87					15.48	15.88	16.21	16.77	18.65				
						0.50	17.22	1.54	2.36	2.99	—	4.00	8.17	0.50					17.22	1.54	2.36	2.99	—	4.00	8.17		
TP	17.22	TP	TP	TP	TP	TP		TP	TP	TP		TP	TP	TP	TP												
m	17.72	18.76	19.58	20.21	21.22	25.39	m	17.72	18.76	19.58	20.21	21.22	25.39														
庄内川	八田川	春日井	下原町字北 1758-5 地先	河床	0.00	38.25	0.83	1.30	1.65	—	2.22	4.10	庄内川	八田川	春日井	下原町字北 1758-5 地先	河床	0.00	38.25	0.83	1.30	1.65	—	2.22	4.10		
				TP	38.25		TP	TP	TP		TP	TP					TP	TP		TP	TP	TP					
				m	38.25	39.08	39.55	39.90	40.47	42.35	m	38.25					39.08	39.55	39.90	40.47	42.35						
				0.02	20.80	0.33	0.55	0.76	—	1.35	2.00	0.02					20.80	0.33	0.55	0.76	—	1.35	2.00				
TP	20.80	TP	TP	TP		TP	TP	TP		TP	TP	TP	TP	TP													
m	20.82	21.13	21.35	21.56	22.15	22.80	m	20.82	21.13	21.35	21.56	22.15	22.80														

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>水位解説</p> <p><u>氾濫危険水位</u> : <u>一連の区間において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位</u></p> <p><u>(危険水位)</u> : 当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位</p> <p><u>避難判断水位</u> : <u>住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位</u></p> <p><u>出動水位</u> : <u>水防団員等の出動を通知する水位</u></p> <p><u>(第三基準)</u> : 危険水位満流流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの</p> <p><u>氾濫注意水位</u> : <u>水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部団員の出動を通知する水位</u></p> <p><u>(第二基準)</u> : 危険水位満流流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの</p> <p><u>水防団待機水位</u> : <u>水防団員等が出動のために待機する水位</u></p> <p><u>(第一基準)</u> : 危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの</p>	<p>水位解説</p> <p><u>危険水位</u> : 当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位</p> <p><u>第三基準</u> : 危険水位満流流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの</p> <p><u>第二基準</u> : 危険水位満流流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの</p> <p><u>第一基準</u> : 危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考										
24	18		<p data-bbox="1240 213 1827 245">第10章 水防活動 第1 雨量・水位の監視</p> <p data-bbox="1084 261 1379 293"><u>4 危機管理型水位計</u></p> <table border="1" data-bbox="1079 300 1991 496"> <thead> <tr> <th data-bbox="1079 300 1229 347">河川名</th> <th data-bbox="1236 300 1628 347">所在地</th> <th data-bbox="1635 300 1991 347">所管</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1079 352 1229 392">地藏川</td> <td data-bbox="1236 352 1628 392">弥生公園橋（弥生町）</td> <td data-bbox="1635 352 1991 496" rowspan="3">尾張建設事務所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 397 1229 437">内津川</td> <td data-bbox="1236 397 1628 437">厚金橋（明知町）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1079 442 1229 481">西行堂川</td> <td data-bbox="1236 442 1628 481">牛山新田橋（牛山町）</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	所在地	所管	地藏川	弥生公園橋（弥生町）	尾張建設事務所	内津川	厚金橋（明知町）	西行堂川	牛山新田橋（牛山町）	追加
河川名	所在地	所管												
地藏川	弥生公園橋（弥生町）	尾張建設事務所												
内津川	厚金橋（明知町）													
西行堂川	牛山新田橋（牛山町）													

頁	行	修正前	修正後	備考
27	3	<p style="text-align: center;">第9章 水防活動 第4 避難</p> <p><u>1 水防管理者の避難指示（緊急）又は避難勧告（法第29条・災害対策基本法第60条）</u></p> <p><u>水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、避難のため立ち退きを指示又は勧告（以下「避難勧告等」という。）する。この場合、春日井警察署長にその旨を通知するものとする。また、災害時要援護者に早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。</u></p> <p><u>2 避難勧告等の方法</u></p> <p><u>水防管理者が避難勧告等を行うときは、次の方法により周知を徹底し、実効性を有するものとする。</u></p> <p><u>(1) 本部事務局が行う避難勧告及び避難指示（緊急）は、区・町内会長へ電話連絡や広報車で、避難先、避難経路、避難方法その他必要事項を簡潔に伝達する。</u></p> <p><u>(2) (1)の広報車による伝達については、災害の規模・状況に応じた活動隊を編成し、地区割り・配車を行うなど効率的に実施すること。</u></p>	<p style="text-align: center;">第10章 水防活動 第4 避難</p> <p><u>「春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画）」に定めるところによる。</u></p>	<p>県水防計画との整合 表記の見直し</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p><u>(3) 消防公安部は、避難誘導を行うについて技術部と連携し、災害規模・状況に応じた活動隊を編成し、地区割り・配車を行うなど速やかに実施する。</u></p>		
		<p><u>(4) 避難は、区・町内会や自主防災会など地域組織の協力を得て、可能な限り地域単位での集団避難を行う。</u></p>		
		<p><u>(5) 避難は、老幼・障害者等の災害時要援護者を優先し、社会福祉施設等を含め民生委員や地域住民と連携して行う。</u></p>		
		<p><u>(6) 消防公安部及び技術部は、春日井警察署と連携・協力し、避難の開始にあわせ現場警戒区域を設定し、危険防止等必要な措置を行う。</u></p>		
		<p><u>3 避難所の設置</u></p>		
		<p><u>水防管理者が指定する避難所は、第5章第2(1)水防活動計画の表内「避難先欄」に記載した施設とする。</u></p>		

頁	行	修正前	修正後	備考
29	1	<p style="text-align: center;">第9章 水防活動</p> <p>第6 決壊等の通知並びに決壊後の処理</p> <p>1 決壊等の通知（法第25条）</p> <p>(1) 決壊等の意味</p> <p>ア 堤防決壊(破堤) 堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの。</p> <p>イ 堤防斜面(法)崩れ 堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの。</p> <p>ウ 越水(水のあふれ) 堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ氾濫しているもの。</p> <p>エ 漏水 堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの。</p> <p>オ 亀裂 通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面(法面)に、堤防に平行して生じる。上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面(法面)崩れの原因となる。</p>	<p style="text-align: center;">第10章 水防活動</p> <p>第6 決壊等の通報並びに決壊後の処理</p> <p>1 決壊等の通知（法第25条）</p> <p>(1) 決壊等の意味</p> <p>ア 堤防決壊（破堤） 堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの。</p> <p>イ 堤防斜面（法）崩れ 堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの。</p> <p>ウ 越水（水のあふれ） 堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ氾濫しているもの。</p> <p>エ 漏水 堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの。</p> <p>オ 亀裂 通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面(法面)に、堤防に平行して生じる。上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面(法)崩れの原因となる。</p>	<p>県水防計画との整合</p>
31				

頁	行	修正前	修正後	備考
31	13	<p>第9章 水防活動 第8 費用負担と公用負担  2 公用負担 (1) 公用負担権限</p> <p>水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防長は、次の権限を行使することができる。<u>(法第28条第1項)</u></p> <p>ア 必要な土地の一時使用</p> <p>イ 土石、竹木、その他の資材の使用</p> <p><u>ウ 土石、竹木、その他の資材の収用</u></p> <p><u>エ</u> 車両、その他の運搬用機器の使用</p> <p>オ 工作物その他の障害物の処分</p>	<p>第10章 水防活動 第8 費用負担と公用負担  2 公用負担 (1) 公用負担権限</p> <p>水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防長は、次の権限を行使することができる。<u>また、水防管理者等から委任を受けたものは、次のアからエ（イにおける収用を除く）の権限を行使することができる（法第28条第1項・第2項）</u></p> <p>ア 必要な土地の一時使用</p> <p>イ 土石、竹木、その他の資材の使用<u>若しくは収用</u></p> <p><u>ウ</u> 車両、その他の運搬用機器の使用</p> <p><u>エ</u> <u>排水用機器の使用</u></p> <p>オ 工作物その他の障害物の処分</p>	<p>県水防計画との整合</p>
32				

頁	行	修正前	修正後	備考
31	31	<p data-bbox="315 220 936 284">第9章 水防活動 第8 費用負担と公用負担 2 公用負担 (1) 公用負担権限証明書</p> <p data-bbox="521 355 730 387">公用負担権限証明書</p> <p data-bbox="271 456 409 488">〇〇〇〇</p> <p data-bbox="219 555 987 639">上記の者に、 の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。</p> <p data-bbox="241 707 461 738">平成 年 月 日</p> <p data-bbox="656 810 757 842">春日井市長</p> <p data-bbox="808 858 1003 890">〇〇〇〇 印</p>	<p data-bbox="1227 220 1848 284">第10章 水防活動 第8 費用負担と公用負担 2 公用負担 (1) 公用負担権限証明書</p> <p data-bbox="1433 355 1641 387">公用負担権限証明書</p> <p data-bbox="1182 456 1321 488">〇〇〇〇</p> <p data-bbox="1131 555 1899 639">上記の者に、 の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。</p> <p data-bbox="1153 707 1373 738">令和 年 月 日</p> <p data-bbox="1568 810 1668 842">春日井市長</p> <p data-bbox="1724 858 1919 890">〇〇〇〇 印</p>	<p data-bbox="2033 220 2145 244">字句変更</p> <p data-bbox="1995 320 2190 405">以降元号のみの修正は新旧対照表への記載省略</p>
32	16	<p data-bbox="215 1110 1039 1142">第9章 水防活動 第8 費用負担と公用負担 3 損失補償</p> <p data-bbox="181 1161 1070 1246">公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第28条第2項)</p>	<p data-bbox="1122 1110 1946 1142">第10章 水防活動 第8 費用負担と公用負担 3 損失補償</p> <p data-bbox="1084 1161 1989 1246">公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第28条第3項)</p>	<p data-bbox="1995 1110 2190 1134">県水防計画との整合</p>
33				

頁	行	修正前	修正後	備考												
33	1	<p>第9章 水防活動 第9 水防報告と水防記録 第2号様式</p> <p style="text-align: center;">平成〇〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・平成〇〇年8月〇日～〇日)</p> <p style="text-align: center;">○概要 〇〇市消防団は、平成〇〇年8月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを越える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への<u>土のう積み</u>や住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害軽減のため活動した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">活動時間</th> <th style="width: 25%;">出動延人数</th> <th style="width: 50%;">主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">8/〇～8/〇 約12時間</td> <td style="text-align: center;">〇名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み (300袋)</li> <li>・避難誘導 (20世帯)</li> <li>・排水作業 (3件)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	活動時間	出動延人数	主な活動内容	8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み (300袋)</li> <li>・避難誘導 (20世帯)</li> <li>・排水作業 (3件)</li> </ul>	<p>第10章 水防活動 第9 水防報告と水防記録</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年台風第〇号における水防活動 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)</p> <p style="text-align: center;">○概要 〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを越える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への<u>積み土のう</u>や住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">活動時間</th> <th style="width: 25%;">出動延人数</th> <th style="width: 50%;">主な活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〇/〇～〇/〇 約12時間</td> <td style="text-align: center;">〇名</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み (300袋)</li> <li>・避難誘導 (20世帯)</li> <li>・排水作業 (3件)</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p>	活動時間	出動延人数	主な活動内容	〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み (300袋)</li> <li>・避難誘導 (20世帯)</li> <li>・排水作業 (3件)</li> </ul>	<p>県水防計画との整合 字句変更</p>
活動時間	出動延人数	主な活動内容														
8/〇～8/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み (300袋)</li> <li>・避難誘導 (20世帯)</li> <li>・排水作業 (3件)</li> </ul>														
活動時間	出動延人数	主な活動内容														
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土のう積み (300袋)</li> <li>・避難誘導 (20世帯)</li> <li>・排水作業 (3件)</li> </ul>														
34																

頁	行	修正前	修正後	備考																																
35	1	<b>第10章</b> 他の水防機関等との協力応援	<b>第11章</b> 他の水防機関等との協力応援	番号の繰下げ																																
35	35	<b>第11章</b> 排水機の運転調整の意義	<b>第12章</b> 排水機の運転調整の意義	番号の繰下げ																																
39	42	<p>第11章 排水機の運転調整の意義 1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)</td> <td>愛知県 (建設部 河川課)</td> <td>庄内川河川事務所 (第一出張所)</td> <td>庄内川河川事務所 (第二出張所)</td> </tr> <tr> <td>FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803</td> <td>FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552</td> <td>FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121</td> <td>FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)</td> <td>愛知県 (建設部 河川課)</td> <td>庄内川河川事務所 (第一出張所)</td> <td>庄内川河川事務所 (第二出張所)</td> </tr> <tr> <td>FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803</td> <td>FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552</td> <td>FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121</td> <td>FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221</td> </tr> </table>	国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)	愛知県 (建設部 河川課)	庄内川河川事務所 (第一出張所)	庄内川河川事務所 (第二出張所)	FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221	国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)	愛知県 (建設部 河川課)	庄内川河川事務所 (第一出張所)	庄内川河川事務所 (第二出張所)	FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221	<p>第12章 排水機の運転調整の意義 1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)</td> <td>愛知県 (建設局 河川課)</td> <td>庄内川河川事務所 (第一出張所)</td> <td>庄内川河川事務所 (第二出張所)</td> </tr> <tr> <td>FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803</td> <td>FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552</td> <td>FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121</td> <td>FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)</td> <td>愛知県 (建設局 河川課)</td> <td>庄内川河川事務所 (第一出張所)</td> <td>庄内川河川事務所 (第二出張所)</td> </tr> <tr> <td>FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803</td> <td>FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552</td> <td>FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121</td> <td>FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221</td> </tr> </table>	国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)	愛知県 (建設局 河川課)	庄内川河川事務所 (第一出張所)	庄内川河川事務所 (第二出張所)	FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221	国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)	愛知県 (建設局 河川課)	庄内川河川事務所 (第一出張所)	庄内川河川事務所 (第二出張所)	FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221	名称変更
国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)	愛知県 (建設部 河川課)	庄内川河川事務所 (第一出張所)	庄内川河川事務所 (第二出張所)																																	
FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221																																	
国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)	愛知県 (建設部 河川課)	庄内川河川事務所 (第一出張所)	庄内川河川事務所 (第二出張所)																																	
FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221																																	
国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)	愛知県 (建設局 河川課)	庄内川河川事務所 (第一出張所)	庄内川河川事務所 (第二出張所)																																	
FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221																																	
国土交通省中部地方整備局 (洪水予報センター)	愛知県 (建設局 河川課)	庄内川河川事務所 (第一出張所)	庄内川河川事務所 (第二出張所)																																	
FAX マイカ 85-3785 TEL マイカ 85-3803	FAX 052-953-1457 TEL 052-954-6552	FAX マイカ 6140 TEL マイカ 6121	FAX マイカ 6240 TEL マイカ 6221																																	
35																																				

頁	行	修正前	修正後	備 考
41	1	<p><b>第12章 水防訓練</b></p> <p>水防訓練は8月までに1回以上実施することとし、水防工法及び避難訓練を関係機関の協力を得て実施する総合訓練とする。</p> <p>なお、市民に対し、水防<b>思考</b>の高揚などを周知徹底するものとする。</p>	<p><b>第13章 水防訓練</b></p> <p>水防訓練は8月までに1回以上実施することとし、水防工法及び避難訓練を関係機関の協力を得て実施する総合訓練とする。</p> <p>なお、市民に対し、水防<b>意識</b>の高揚などを周知徹底するものとする。</p>	<p>番号の繰下げ 字句変更</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																					
42	1	参考資料 水防関係機関一覧		削除																																																																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>通信発信機関</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局</td> <td>名古屋市中区三の丸2-5-1</td> <td>052-953-8119</td> </tr> <tr> <td>国土交通省中部地方整備局河川管理課</td> <td>〃</td> <td>052-953-8155</td> </tr> <tr> <td>国土交通省庄内川河川事務所</td> <td>名古屋市北区福德町5-52</td> <td>052-914-6711</td> </tr> <tr> <td>愛知県庁</td> <td>名古屋市中区三の丸3-1-2</td> <td>052-961-2111</td> </tr> <tr> <td>愛知県建設部河川課</td> <td>〃</td> <td>052-954-6551</td> </tr> <tr> <td>愛知県防災局災害対策課</td> <td>〃</td> <td>052-961-2111</td> </tr> <tr> <td>愛知県防災局消防保安課</td> <td>〃</td> <td>052-961-2111</td> </tr> <tr> <td>愛知県尾張県民事務所</td> <td>名古屋市中区三の丸2-6-1</td> <td>052-961-7211</td> </tr> <tr> <td>愛知県尾張建設事務所</td> <td>〃</td> <td>052-961-4421</td> </tr> <tr> <td>愛知県尾張建設事務所河川整備課</td> <td>〃</td> <td>052-961-4440</td> </tr> <tr> <td>愛知県尾張農林水産事務所</td> <td>〃</td> <td>052-961-7211</td> </tr> <tr> <td>愛知県警察本部</td> <td>名古屋市中区三の丸2-1-1</td> <td>052-951-1611</td> </tr> <tr> <td>春日井警察署</td> <td>春日井市八田町2-43-1</td> <td>0568-56-0110</td> </tr> <tr> <td>守山警察署</td> <td>名古屋市守山区脇田町401</td> <td>052-798-0110</td> </tr> <tr> <td>瀬戸警察署</td> <td>瀬戸市原山町1-2</td> <td>0561-82-0110</td> </tr> <tr> <td>春日井保健所</td> <td>春日井市柏井町2-31</td> <td>0568-31-2188</td> </tr> <tr> <td>春日井市医師会</td> <td>春日井市鷹来町1-1-1</td> <td>0568-82-8300</td> </tr> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>名古屋市千種区日和町2-18</td> <td>052-751-5124</td> </tr> <tr> <td>(一財)河川情報センター名古屋センター</td> <td>名古屋市中区丸の内3-5-10</td> <td>052-962-9620</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第10師団</td> <td>名古屋市守山区守山3-12-1</td> <td>052-791-2191</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊小牧基地</td> <td>小牧市春日寺1-1</td> <td>0568-76-2191</td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊第4補給処高蔵寺支所</td> <td>春日井市木附町無番地</td> <td>0568-51-0265</td> </tr> </tbody> </table>	通信発信機関	所在地	電話番号	国土交通省中部地方整備局	名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8119	国土交通省中部地方整備局河川管理課	〃	052-953-8155	国土交通省庄内川河川事務所	名古屋市北区福德町5-52	052-914-6711	愛知県庁	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111	愛知県建設部河川課	〃	052-954-6551	愛知県防災局災害対策課	〃	052-961-2111	愛知県防災局消防保安課	〃	052-961-2111	愛知県尾張県民事務所	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7211	愛知県尾張建設事務所	〃	052-961-4421	愛知県尾張建設事務所河川整備課	〃	052-961-4440	愛知県尾張農林水産事務所	〃	052-961-7211	愛知県警察本部	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-951-1611	春日井警察署	春日井市八田町2-43-1	0568-56-0110	守山警察署	名古屋市守山区脇田町401	052-798-0110	瀬戸警察署	瀬戸市原山町1-2	0561-82-0110	春日井保健所	春日井市柏井町2-31	0568-31-2188	春日井市医師会	春日井市鷹来町1-1-1	0568-82-8300	名古屋地方気象台	名古屋市千種区日和町2-18	052-751-5124	(一財)河川情報センター名古屋センター	名古屋市中区丸の内3-5-10	052-962-9620	陸上自衛隊第10師団	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191	航空自衛隊小牧基地	小牧市春日寺1-1	0568-76-2191	航空自衛隊第4補給処高蔵寺支所	春日井市木附町無番地	0568-51-0265		
通信発信機関	所在地	電話番号																																																																							
国土交通省中部地方整備局	名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8119																																																																							
国土交通省中部地方整備局河川管理課	〃	052-953-8155																																																																							
国土交通省庄内川河川事務所	名古屋市北区福德町5-52	052-914-6711																																																																							
愛知県庁	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111																																																																							
愛知県建設部河川課	〃	052-954-6551																																																																							
愛知県防災局災害対策課	〃	052-961-2111																																																																							
愛知県防災局消防保安課	〃	052-961-2111																																																																							
愛知県尾張県民事務所	名古屋市中区三の丸2-6-1	052-961-7211																																																																							
愛知県尾張建設事務所	〃	052-961-4421																																																																							
愛知県尾張建設事務所河川整備課	〃	052-961-4440																																																																							
愛知県尾張農林水産事務所	〃	052-961-7211																																																																							
愛知県警察本部	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-951-1611																																																																							
春日井警察署	春日井市八田町2-43-1	0568-56-0110																																																																							
守山警察署	名古屋市守山区脇田町401	052-798-0110																																																																							
瀬戸警察署	瀬戸市原山町1-2	0561-82-0110																																																																							
春日井保健所	春日井市柏井町2-31	0568-31-2188																																																																							
春日井市医師会	春日井市鷹来町1-1-1	0568-82-8300																																																																							
名古屋地方気象台	名古屋市千種区日和町2-18	052-751-5124																																																																							
(一財)河川情報センター名古屋センター	名古屋市中区丸の内3-5-10	052-962-9620																																																																							
陸上自衛隊第10師団	名古屋市守山区守山3-12-1	052-791-2191																																																																							
航空自衛隊小牧基地	小牧市春日寺1-1	0568-76-2191																																																																							
航空自衛隊第4補給処高蔵寺支所	春日井市木附町無番地	0568-51-0265																																																																							
37																																																																									

頁	行	修正前			修正後			備考
		陸上自衛隊春日井駐とん地	春日井市西山町無番地	0568-81-7183				
		東海旅客鉄道株式会社	名古屋市中村区名駅1-1-4	052-564-2396				
		西日本電信電話(株)名古屋支店	名古屋市中区大須4-9-60	052-291-3226				
		尾張中央農業(協)小牧市高根本店	小牧市高根2-7-1	0568-47-5700				
		中部電力(株)春日井営業所	春日井市鳥居松町4-83	0568-81-1556				
		東邦ガス(株)春日井営業所	春日井市柏井町2-37	0568-31-6144				
		(一社)春日井建設協会	春日井市春見町44	0568-81-6874				
		日本放送協会名古屋放送局	名古屋市東区東桜1-13-3	052-952-7000				
		中部日本放送(株)	名古屋市中区新栄1-2-8	052-259-1367				
		東海テレビ放送(株)	名古屋市東区東桜1-14-27	052-954-1174				
		中京テレビ放送(株)	名古屋市中村区平池町4-60-11	052-588-4574				
		名古屋テレビ放送(株)	名古屋市東区橘2-10-1	052-322-8111				
		テレビ愛知(株)	名古屋市中区大須2-4-8	052-203-0250				
		中部ケーブルネットワーク(株)	春日井市八田町2-43-12	0568-85-1177				
		中日新聞春日井支局	春日井市鳥居松町3-60	0568-81-2036				
		朝日新聞春日井通信局	春日井市小木田町107 ライオンズマンション春日井301号	0568-81-2233				
		毎日新聞春日井通信部	春日井市中新町1-15-14	0568-32-4522				
		読売新聞小牧春日井通信部	小牧市古雅3-61-3	0568-78-6370				
		中部経済新聞編集局(尾東支局)	春日井市上条町1-215原ビル4F	0568-41-9950				
		名古屋市役所	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-961-1111				
		春日井市役所	春日井市鳥居松町5-44	0568-81-5111				

頁	行	修正前			修正後	備考
		通信発信機関	所在地	電話番号		
		瀬戸市役所	瀬戸市追分町64-1	0561-82-7111		
		小牧市役所	小牧市堀の内3-1	0568-72-2101		
		名古屋市消防局	名古屋市中区三の丸3-1-1	052-972-3504		
		春日井市消防本部	春日井市鳥居松町5-44	0568-82-0119		
		春日井市消防署	春日井市梅ヶ坪町109-1	0568-56-0119		
		春日井市消防署 東出張所	春日井市藤山台10-3	0568-92-6251		
		春日井市消防署 西出張所	春日井市美濃町1-123	0568-31-4270		
		春日井市消防署 南出張所	春日井市下条町3-6-2	0568-83-9119		
		春日井市消防署 北出張所	春日井市田楽町1290	0568-32-3111		
		春日井市消防署 高蔵寺出張所	春日井市高蔵寺町3-2-1	0568-51-1515		
		春日井市消防団	春日井市鳥居松町5-44	0568-85-6381		
		瀬戸市消防本部	瀬戸市苗場町101	0561-85-0119		
		小牧市消防本部	小牧市安田町119	0568-76-0119		
		春日井市役所 坂下出張所	春日井市神屋町706	0568-88-0024		
		春日井市味美ふれあいセンター	春日井市西本町1-15-1	0568-31-3522		
		春日井市高蔵寺ふれあいセンター	春日井市高蔵寺町3-2-1	0568-51-0002		
		春日井市南部ふれあいセンター	春日井市下条町666-6	0568-85-7878		
		春日井市西部ふれあいセンター	春日井市宮町3-8-2	0568-33-0808		
		春日井市東部市民センター	春日井市中央台2-2-1	0568-92-8511		
		春日井市民病院	春日井市鷹来町1-1-1	0568-57-0057		
		春日井市勤労福祉会館	春日井市東野町字落合池1-2	0568-84-0381		
		味美小学校	春日井市味美町3-41	0568-31-2213		

頁	行	修正前			修正後			備考
		白山小学校	春日市味美白山町2-3-1	0568-31-6545				
		勝川小学校	春日市市若草通2-1-1	0568-31-2106				
		春日井小学校	春日市市宮町字宮町3	0568-31-2201				
		篠木小学校	春日市市篠木町5-1313-3	0568-81-2536				
		鷹来小学校	春日市市田楽町1845	0568-81-3001				
		牛山小学校	春日市市牛山町2150	0568-31-3043				
		鳥居松小学校	春日市市月見町45	0568-81-2601				
		小野小学校	春日市市小野町5-70	0568-81-2247				
		八幡小学校	春日市市春見町23-2	0568-81-2749				
		坂下小学校	春日市市坂下町5-324	0568-88-0001				
		西尾小学校	春日市市西尾町6-6	0568-88-0059				
		高座小学校	春日市市高藏寺町北4-777-1	0568-51-0077				
		不二小学校	春日市市出川町3-14-1	0568-51-0029				
		玉川小学校	春日市市玉野町1687	0568-51-0109				
		藤山台小学校	春日市市藤山台3-2	0568-91-3005				
		神領小学校	春日市市神領町1-1-8	0568-81-1884				
		山王小学校	春日市市勝川新町1-49	0568-31-5197				
		松原小学校	春日市市東野町1-9	0568-81-8995				
		岩成台小学校	春日市市岩成台6-3	0568-91-2556				
		西山小学校	春日市市西山町1575-6	0568-81-7288				
		高森台小学校	春日市市高森台8-1	0568-91-4817				

頁	行	修正前			修正後	備考
		通信発信機関	所在地	電話番号		
		柏原小学校	春日井市柏原町5-15	0568-83-2391		
		大手小学校	春日井市大手町3-24-1	0568-81-1410		
		中央台小学校	春日井市中央台8-3	0568-91-2528		
		岩成台西小学校	春日井市岩成台8-1	0568-92-3511		
		松山小学校	春日井市如意申町1-8-1	0568-31-9888		
		上条小学校	春日井市弥生町5277-1	0568-84-6931		
		神屋小学校	春日井市神屋町860	0568-88-2291		
		東野小学校	春日井市東野町4-13	0568-84-6911		
		北城小学校	春日井市金ヶ口町1550	0568-83-8300		
		石尾台小学校	春日井市石尾台6-2	0568-91-6700		
		東高森台小学校	春日井市高森台7-3	0568-91-7700		
		篠原小学校	春日井市熊野町北1-1	0568-84-6100		
		押沢台小学校	春日井市押沢台2-7	0568-91-2311		
		丸田小学校	春日井市六軒屋町1-15-1	0568-84-2211		
		出川小学校	春日井市出川町 8-3-1	0568-52-9401		
		尾東小学校	春日井市神屋町713-1	0568-88-5113		
		東部中学校	春日井市篠木町6-1315-1	0568-81-2664		
		中部中学校	春日井市王子町4	0568-81-2263		
		西部中学校	春日井市宮町字宮町175	0568-31-3227		
		坂下中学校	春日井市神屋町408	0568-88-0019		
		高蔵寺中学校	春日井市高蔵寺町北2-596	0568-51-0074		
		藤山台中学校	春日井市藤山台1-2	0568-91-3192		

頁	行	修正前			修正後			備 考
		知多中学校	春日井市知多町4-64	0568-32-1727				
		鷹来中学校	春日井市鷹来町3316	0568-83-9897				
		松原中学校	春日井市西山町3-8-8	0568-83-9892				
		高森台中学校	春日井市高森台8-6	0568-92-5050				
		柏原中学校	春日井市柏原町5-375	0568-84-6921				
		味美中学校	春日井市西本町2-1-1	0568-33-6800				
		南城中学校	春日井市下市場町1-2-3	0568-81-4885				
		石尾台中学校	春日井市石尾台6-22	0568-92-2400				
		岩成台中学校	春日井市岩成台8-2	0568-92-3331				
		尾東中学校	春日井市神屋町713-1	0568-88-5113				